

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の判断について（改訂）

このことについて、有田市教育委員会では、文部科学省が示したガイドライン（令和3年8月27日付）等に基づいて、学校で感染が広がっている可能性が考えられる場合は、以下のように臨時休業の措置を検討することとします。

- ①濃厚接触者等の特定や消毒作業等を行い、全体像を把握する期間を、そのときの感染状況等を考慮しながら臨時休業を判断します。

期間：～5日間程度

対象：学校全体もしくは、学年、学級

- ②全体像が把握され、なお感染が拡大している可能性がある場合は、次のように延長を判断します。

| 対象 | 学校もしくは、学年、学級の状況 | 延長する期間 |
|-----------|---|---------------------------|
| 学級閉鎖 | <ul style="list-style-type: none"> ・同一学級において、複数の児童生徒等の感染が判明したとき ・感染者が1名でも、周囲に未診断の風邪症状を有する者が複数いるとき ・濃厚接触者が複数存在するとき ・その他、必要と判断するとき ※ただし、学校へ登校していない者で、他への感染の危険性のない者の発症は除きます。 | ～5日間程度 ※地域の感染状況により7日程度 |
| 学年閉鎖 | <ul style="list-style-type: none"> ・複数の学級が閉鎖するなど、学年全体で感染が広がっている可能性があるとき。 | |
| 学校全体の臨時休業 | <ul style="list-style-type: none"> ・複数の学年を閉鎖するなど、学校全体で感染が広がっている可能性があるとき。 | |

※なお、このガイドラインは、今後の感染状況等によって変更する場合があります。